

特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和5年4月更新版)

ページについては、改訂前の該当ページ

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
全般	提出部数	3部	<u>1部</u>
全般	登記に関する書類の名称	登記事項証明書	<u>履歴事項全部証明書</u>
全般	登記に関する書類の提出部数	登記事項証明書(正本1部・写し2部)	<u>履歴事項全部証明書(正本1部)</u>
全般	その他の事務所の登記	また、その他の事務所がある場合は、設立登記完了後2週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局(登記所)においても、登記をしなければなりません。	削除
3	もくじ PART-6 参考資料・情報 I 関連法規	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 <u>159</u>
3	もくじ PART-6 参考資料・情報 I 関連法規	組合等登記令(抄) 161	組合等登記令(抄) <u>162</u>
27	I 法人設立までの手続 ◇設立認証の手続の流れ ⑦審査	受理日から、3か月以内	受理日から、 <u>2か月と2週間</u> 以内
30	1 提出書類一覧 『埼玉県NPO情報ステーション』	http://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninsyoyouushiki/post_2.html	https://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninsyoyouushiki/post_2.html
31	！確認 (注意書き)	*「特定非営利活動法人の名称」は使用できない文字や馴染まない表現がありますので注意してください。	*「特定非営利活動法人の名称」は使用できない文字や馴染まない表現がありますので <u>法務局で確認してください。(61ページ参照)</u>
34	定款記載例 (名称)第1条 注意書き	-	<u>*NPO法人OO という名称も使用可能</u>
35	(入会)第7条第2項	会員として入会しようとするものは	会員として入会しようとする <u>者</u> は
36	(除名)第11条	総会において正会員総数の○分の○以上の同意により	<u>総会の議決</u> により、
40	(総会における表決権等) 第24条第3項	書面又は電子メール	書面又は <u>電磁的方法</u>
40	(総会の議決) 第27条第3項	書面又は電子メール	書面又は <u>電磁的方法</u>
40	(総会における表決権等) 第28条第2項	書面若しくは電子メール	書面若しくは <u>電磁的方法</u>
42	第33条第3項	書面又は電子メール	書面又は <u>電磁的方法</u>
42	第37条第2項	書面又は電子メール	書面又は <u>電磁的方法</u>
46	附則3	この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、	この法人の設立当初の役員の任期は、 <u>第15条第1項</u> の規定にかかわらず、
61	IV 設立の登記 1 登記とは	(その他の事務所がある場合、その他の事務所の所在地を管轄する法務局でも登記します)	削除
61	IV 設立の登記 1 登記とは 注意書き	(165ページ、さいたま地方法務局登記管轄等一覧参照)	(<u>164ページ</u> 、さいたま地方法務局登記管轄等一覧参照)
64	V 税務に関する手続 1 県税事務所・市町村役場への届出手続 注意書き	* 県税事務所の所在地については、167ページを参照してください。	* 県税事務所の所在地については、 <u>166ページ</u> を参照してください。
64	V 税務に関する手続 2 税務署への届出手続 (2)源泉徴収の手続	税務署の所在地については、166ページを参照してください。	税務署の所在地については、 <u>165ページ</u> を参照してください。
66	VI 社会保険関連の手続 1 各保険の概要 (1)(1)労働者災害補償保険(労災保険) 注意書き	(169ページ参照)	(<u>168ページ</u> 参照)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
66	VI 社会保険関連の手続 1 各保険の概要 (2)雇用保険 注意書き	(168ページ参照)	(167ページ参照)
67	VI 社会保険関連の手続 1 各保険の概要 (3)健康保険 注意書き	(170ページ参照)	(169ページ参照)
67	VI 社会保険関連の手続 1 各保険の概要 (4)厚生年金保険 注意書き	(170ページ参照)	(169ページ参照)
67	VI 社会保険関連の手続 2 保険手続～労働保険～ (2)雇用保険 注意書き	(168ページ参照)	(167ページ参照)
68	VI 社会保険関連の手続 2 保険手続～労働保険～ (4)その他の手続 注意書き	(169ページ参照)	(168ページ参照)
68	VI 社会保険関連の手続 3 保険手続～健康保険、 厚生年金保険～ 注意書き	(170ページ参照)	(169ページ参照)
70	I 書類の作成と提出 書類名 『埼玉県NPO情報ステーション』	http://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninsyoyouushiki/post_2.html	https://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninsyoyouushiki/post_2.html
70	I 書類の作成と提出 所轄庁に提出する書類 その他	○役員変更時	○役員変更届出時 (役員変更届出書)
70	I 書類の作成と提出 所轄庁に提出する書類 その他	○定款変更時	○定款変更届出 (申請)時 (定款変更届出書、 定款変更認証申請書)
78	計算書類の注記 6. 固定資産の増減内訳	無形固定資産 敷金 有形固定資産 車両 パソコン	有形固定資産 車両 パソコン 投資その他の資産 敷金
83	II 変更に伴う書類作成と 手続 1 役員の変更等 (3)留意点(4)	その旨を所轄庁に報告してください(172ページ参照)	その旨を所轄庁に報告してください(171ページ参照)
88	(2)認証を受けなければ ならない事項の変更(イ) 定款変更の「認証申請」 4)注意書き	その旨を所轄庁へ報告してください(様式自由)。	その旨を所轄庁へ報告してください(171ページ参照)。
94	3 変更に伴う登記等の事務 (1)変更の登記が必要になる場合 ■変更登記のポイント (ハ)	その他の事務所を管轄する法務局においては、3週間以内	削除
100	4 毎年定期的に行う税務 事務 (4)法定調書の交付と提出 注意書き	管轄の税務署へお問い合わせください(166ページ参照)。	管轄の税務署へお問い合わせください(165ページ参照)。
104	IV 人事労務管理のポイント 1 労務管理 (1)労働条件の明示 注意書き	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168ページ参照)。
105	IV 人事労務管理のポイント 1 労務管理 (2)就業規則 注意書き	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168ページ参照)。
105	IV 人事労務管理のポイント 1 労務管理 (3)労働者名簿 注意書き	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168ページ参照)。
105	IV 人事労務管理のポイント 1 労務管理 (4)資金台帳 注意書き	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。	* 詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168ページ参照)。

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
105	2 保険関連の定例事務 ～年単位で行うもの～ (1)労働保険料の年度更新	詳細は事業場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。	詳細は事業場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168ページ参照)。
105	2 保険関連の定例事務 ～年単位で行うもの～ (2)社会保険料の定時決定	詳細は法人所在地を管轄する年金事務所にお問い合わせください(170ページ参照)。	詳細は事業場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(169ページ参照)。
106	3 保険関連の定例事務 ～毎月行うもの～ (1)労働保険料の給与控除	詳細は事業場を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください(168ページ参照)。	詳細は事業場を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください(167ページ参照)。
106	3 保険関連の定例事務 ～毎月行うもの～ (2)社会保険料の給与控除	詳細は法人所在地を管轄する年金事務所にお問い合わせください(170ページ参照)。	詳細は法人所在地を管轄する年金事務所にお問い合わせください(169ページ参照)。
110	I 解散・清算の手続 1 解散 (2)解散の事由 ア社員総会の決議	NPO法人の社員総会の4分の3以上	NPO法人の社員総数の4分の3以上
114	3 解散・清算に関わる登記 (1)解散の登記 ◇	◇主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に解散の登記を行います(組合等登記令第7条)。	◇主たる事務所の所在地においては2週間以内に、解散の登記を行います(組合等登記令第7条)。
114	3 解散・清算に関わる登記 (3)清算終了の登記 ◇	◇主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に清算終了の登記を行います(組合等登記令第10条)。	◇主たる事務所の所在地においては2週間以内に、清算終了の登記を行います(組合等登記令第10条)。
114	3 解散・清算に関わる登記 4 清算終了の届出 注意書き	記入なし	*法人の解散及び清算は、裁判所が監督します。(NPO法第32条の2)
116	解散届出書 2 残余財産の処分方法 注意書き	記入なし	*清算が終了していないので、「残余財産はありません。」という記入はできません。
120	II 合併の手続 2 合併の手続 図⑥審査	3か月間	2か月と2週間
124	6 合併の登記 (1)組合等登記令第8条 関係	主たる事務所においては2週間以内にその他の事務所においては3週間以内に登記しなければなりません。	主たる事務所においては2週間以内に登記しなければなりません。
128	I 所轄庁による情報公開 ②縦覧	URL→ http://www.saitamaken-npo.net/	URL→ https://www.saitamaken-npo.net/
129	I 所轄庁による情報公開 ③閲覧又は謄写	URL→ http://www.saitamaken-npo.net/	URL→ https://www.saitamaken-npo.net/
155	特定非営利活動促進法の 施行に関する条例 第二条 (設立の認証申請)	なし	5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構(次条において「機構」という)から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報(次条において単に「機構保存本人確認情報」という。)の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報(次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。)を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。
155	特定非営利活動促進法の 施行に関する条例 第二条 (設立の認証申請)	5 (略)	6 (略)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
155	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第二条	なし	(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例) 第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第八条 (合併の認証申請)	第八条 (略) 2 第二条第二項から第四項までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。	第八条 (略) 2 第二条第二項から第五項までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第十二条	なし	(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等) 第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第十二条	なし	(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等) 第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。 2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、規則で定める方式とする。
156	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第十三条 (知事が行う電磁的記録による縦覧等)	第十三条 知事が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第八条第一項の規定により、法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面等の閲覧に代えてこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。	第十三条 知事が、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により、電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。
157	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 第十六条 (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)	第十六条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十二条第四項及び第五十四条第四項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。	第十六条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十二条第四項、同条第五項及び第五十四条第四項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。
157	特定非営利活動促進法の施行に関する条例 附則	なし	附則(令和五年三月二十二日条例第六号) この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第一条 (設立の認証申請書)	2 前項の申請書に添付する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の部数は、三部とする。	削る
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第二条 (設立の認証申請書等の補正)	法第十条第四項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出してしなければならない。	第二条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第十条第四項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出してしなければならない。
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第三条第二項 (設立等登記の届出書)	2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記をしたことを証する登記事項証明書の部数は証明書一部及びその写し二部とし、財産目録の部数は三部とする。	削る

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第四条第2項 (役員の変更等の届出)	2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿の部数は、三部(県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち、知事が所轄するもの以外のもの(第七条第二項において「非所轄法人」という。)にあっては、一部。第六条第二項及び第八条第二項において同じ。)とする。	削る
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第五条第2項 (定款の変更の認証申請書)	2 前項の申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第十条第一項第二号イに掲げる書類の部数は、三部とする。	削る
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第六条第2項 (定款の変更の届出)	2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款の部数は、三部とする。	削る
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第七条第2項 (定款の変更登記の提出書)	2 前項の提出書に添付する登記事項証明書の部数は、証明書一部及びその写し二部(非所轄法人にあっては、証明書一部)とする。	削る
158	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第八条第2項 (事業報告書等の提出)	2 前項の提出書に添付する書類の部数は、三部とする。	削る
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十三条第2項 (合併の認証申請書)	2 前項の申請書に添付する法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の部数は、三部とする。	削る
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十五条第4項 (認定申請書)	4 前三項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。	削る
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十七条第3項 (役員報酬規程等の提出)	3 前二項の提出書に添付する書類の部数は、二部とする。	削る
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十八条第2項 (合併の認定申請書)	2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。	削る
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十八条	なし	<u>(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法)</u> <u>第十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と条例第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人(以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。)の使用に係る電子計算機であつて当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u>
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十八条	なし	<u>2 条例第十二条の二の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。</u> <u>一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項(次号に掲げる事項を除く。)</u> <u>二 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項</u>
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十八条	なし	<u>3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗唱符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。</u>

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
159	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 第十八条	なし	(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法) 第十八条の三 条例第十二条の三第一項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第一項の電子情報処理組織とする。 2 条例第十二条の三第一項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を知事の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。 3 条例第十二条の三第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方式のいずれかとする。 一 第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出
160	特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則 附則	なし	附則(令和五年三月二十二日規則第九号) 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、 当分の間、所要の調整をして使用することができる。
161-162	組合等登記令(抄) (昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号)	(従たる事務所の所在地における登記) 第十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。 一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内 二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内 三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内 四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内 2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。 一 名称 二 主たる事務所の所在場所 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。 (他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記) 第十二条 (略) (従たる事務所における変更の登記等) 第十三条 (略)	第十一条から第十三条まで 削除
170	Ⅲ 参考	◆埼玉県NPO情報ステーションのURLは http://www.saitamaken-npo.net/	◆埼玉県NPO情報ステーションのURLは http://www.saitamaken-npo.net/
174	■参考⑤ 県の支援機関・参考文献等 ■参考文献等	http://www.saitamaken-npo.net/html/hoshin_cyosa/kyoudou/	https://www.saitamaken-npo.net/html/hoshin_cyosa/kyoudou/